

令和 3 年度 東京労働局
最低賃金・支援策周知強化期間第 2 弾実施要綱

～今年も応援します！ TOKYO 1041 さいちんキャンペーン 2022～

1 目的

東京労働局では、令和 3 年 10 月 1 日から東京都最低賃金が 1,041 円に改正されたことを踏まえ、中小企業に対する支援策として業務改善助成金等の各種支援策の利用及び活用の促進に向けた周知について、令和 3 年 9 月及び 10 月に集中的取組を行ったところである。

今般、コロナ禍の影響により特に業況が厳しい中小企業の支援のため、新たに「業務改善助成金特例コース」が創設されたことに伴い、これまで以上に業務改善助成金等の各種支援策の利用及び活用の促進に向けた周知を行う必要があることから、再度、集中的取組を行うこととする。

2 取組期間

令和 4 年 1 月 4 日～ 2 月 28 日

3 東京労働局・労働基準監督署・公共職業安定所の取組項目

(1) 関係団体を通じた周知

ア 中小企業が多く加入する業界団体、東京都社会保険労務士会等に対し業務改善助成金特例コースの周知要請を実施。【局】

イ 各種団体に対し、業務改善助成金特例コースのリーフレットを送付し、広報依頼を実施。【局】

ウ 中小企業が多く加入する商店街等の地域団体に対し、労働基準監督署幹部による最低賃金の周知及び各種支援策の利用及び活用の促進に関する要請を実施。【署】

(2) 個別事業場に対する周知

ア 労働基準監督署における最低賃金履行確保監督、各種説明会、訪問支援等の実施による最低賃金及び各種支援策の周知徹底。【署】

イ 東京働き方改革推進支援センターによる出張相談会を開催し、最低賃金及び各種支援策について周知を実施。【署】

ウ 各種支援策について東京労働局 YouTube 公式チャンネル等を活用した情報発信を実施。【局】

(3) その他

- ア 求人事業主及び求職者に対する最低賃金及び各種支援策の周知のため、公共職業安定所庁内でのリーフレットの備え置き等を実施。【所】
- イ 需給調整事業に係る事業主に対する最低賃金及び各種支援策の周知のため、東京労働局海岸庁舎内でのリーフレットの備え置き等を実施。【局】
- ウ 包括連携協定を締結している金融機関に対し、最低賃金及び各種支援策の周知依頼を実施。【局】

